#### 第13次鳥獸保護管理事業計画書(変更案)新旧対照表

変更後

第13次鳥獸保護管理事業計画

令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで 5年間 (令和7年 月 日変更)

青森県

目次 (略)

はじめに (略)

第一 (略)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- (2) 鳥獣保護区の指定等計画

①総括表 (第1表)

区分	指	定目標	毘	発指定 (A)	新	規指定 (B)	Þ	区域拡大 (C)	区	域縮小 (D)
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森林鳥獣生息地	53	51, 083	53	51, 088 ( <b>※</b> 3)						
大 規 模 生 息 地										
集 団 渡 来 地			8	8, 952						
集 団 繁 殖 地			1	3, 520						
希少鳥獣生息地			3	941						
生 息 地 回 廊										
身近な鳥獣生息地			18	6, 896			1	223		
合 計			83	71, 397			1	223		

区分	期間(E		角	解 (F)	計画期増減	間中の (※1)	計画期間終了時(※2)		
L 22	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(ha)	
森林鳥獣生息地							53	51, 088	
大規模生息地									
集 団 渡 来 地							8	8, 952	
集 団 繁 殖 地							1	3, 520	
希少鳥獣生息地							3	941	
生 息 地 回 廊									
身 近 な 鳥 獣 生 息 地						223	18	7, 119	
合 計						223	83	71,620	

※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※3 箇所:5ha の精査による増

現行

第13次鳥獣保護管理事業計画

令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで 5年間

青森県

目次 (略)

はじめに (略)

第一 (略)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 1 鳥獣保護区の指定
- (2) 鳥獣保護区の指定等計画

①総括表

(第1表)

区分	指知	官目標	(A)			規指定 (B)	₽	区域拡大 (C)	区	域縮小 (D)			
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)			
森林鳥獣生息地	53	51, 083	. 53	51, 083									
大規模生息地													
集 団 渡 来 地			8	8, 952									
集 団 繁 殖 地			1	3, 520									
希少鳥獣生息地			3	941									
生 息 地 回 廊													
身近な鳥獣生息地			18	6, 896			1	223					
合 計	/		83 71, 392		2		1	223	,				

区分	期間(E		角	军 除 (F)		間中の (※1)	計画期間終了時(※2)		
	箇所	面積(la)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ka)	箇所	面積(la)	
森林鳥獣生息地							53	51,083	
大規模生息地									
集 団 渡 来 地							8	8, 952	
集 団 繁 殖 地							1	3, 520	
希少鳥獣生息地							3	941	
生 息 地 回 廊									
身近な鳥獣生息地						223	18	7, 119	
合 計						223	83	71,615	

※1 箇所:(B)-(E)-(F)、面積:(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

## ②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

# ②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定证 異動前 面 積	面積の異 異動 面積	動(ha) 異動後 面 積	変更後の 指定期間	変更理由	備考
200	The same of the sa	The same of the sa					- FEBRUARY	THEFT	
	森林鳥獣生息地	梵 珠	期間更新	596	<u>5</u>	601	R7. 11. 1~ R27. 10. 31		
	II.	外崎山	]]	332	0	332	"		
7	II .	三厩沢	JJ	245	0	245	"		
· '	II .	田茂木	JJ	965	0	965	"		
	11	猿ヶ森	"	1,070	0	1,070	"		
	集団渡来地	大 湊	"	4, 369	0	4, 369	"		
	IJ	野木和	"	315	0	315	"		
	計	7 箇所		7, 892	<u>5</u>	7,897	II.		
2222	ALL THE	THE TAXABLE PARTY			- TATE	THE .	CONTRACT.	THE PARTY OF THE P	
	合 計	44箇所		35, 134	228	35, 362			

	年					面積の異		変更後の		
	度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	異動前	異動	異動後	指定期間	変更理由	備考
L	~				面積	面積	面積	THE POST OF		
Į,	-	Name of the Party	- Transco			-		CHARLES	- Transaction	- PERSONAL PROPERTY.
		森林鳥獣生息地	梵 珠	期間更新	596	0	<u>596</u>	R7. 11. 1~ R27. 10. 31		
		JJ	外崎山	IJ	332	0	332	"		
	7	II .	三厩沢	IJ	245	0	245	"		
	'	JJ	田茂木	IJ	965	0	965	"		
		JJ	猿ヶ森	IJ	1,070	0	1,070	"		
		集団渡来地	大 湊	IJ	4, 369	0	4, 369	"		
		JJ	野木和	IJ	315	0	315	"		
		計	7 箇所		7,892	0	7,892	"		
,	0000		- THEFT		~~~	- CATALOG .		THE PARTY	- TANKET -	THE PARTY.
		合 計	44箇所		35, 134	223	35, 352			

現行

- 2 特別保護地区の指定
- (2) 特別保護地区指定計画
- 総括表

(第3表)

- 2 特別保護地区の指定
- (2) 特別保護地区指定計画
- 総括表

(第3表)

区分	指定	它目標	Į	既指定 (A)	Ŧ	厚指定 (B)	区	域拡大 (C)	区	或縮小 (D)
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森林鳥獣生息地	27	5, 109	6	1,544 (※3)	2	( <u>%</u> 3)				
大規模生息地			/							
集 団 渡 来 地										
集 団 繁 殖 地			1	2						
希少鳥獣生息地										
生 息 地 回 廊										
身近な鳥獣生息地			1	10						
合 計			8	<u>1,556</u>	2	<u>300</u>				

区分	指定	它目標	Į	无指定 (A)	P	∮指定 (B)	区	或拡大 (C)	区	域縮小 (D)
<u>Б</u> Д	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
森林鳥獣生息地	27	5, 109	6	1,539	2	295				
大規模生息地			/							
集 団 渡 来 地										
集団繁殖地			1	2						
希少鳥獣生息地										
生 息 地 回 廊										
身近な鳥獣生息地			1	10						
合 計			8	<u>1, 551</u>	2	<u>295</u>		_		

	期間	満了	角	除	計画期	間中の	計画期	間終了時
区 分	(	E)		(F)	増減	(※1)	()	<b>%</b> 2)
	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(㎞)
森林鳥獣生息地	2	300					6	1,544
大規模生息地								
集 団 渡 来 地								
集団繁殖地							1	2
希少鳥獣生息地								
生 息 地 回 廊								
身近な鳥獣生息地							1	10
合 計	2	300					8	1,556

- ※1 箇所:(B)-(E)-(F)、面積:(B)+(C)-(D)-(E)-(F)
- ※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)
- ※3 箇所:5ha の精査による増

区 分		]満了 E)	角	F 除 (F)		間中の (※1)		間終了時 <b>※</b> 2)
	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(㎞)	箇所	面積(㎞)
森林鳥獣生息地	2	295					6	1,539
大規模生息地								
集団渡来地								
集団繁殖地							1	2
希少鳥獣生息地								
生 息 地 回 廊								
身近な鳥獣生息地							1	10
合 計	2	295					8	1,539

- ※1 箇所: (B)-(E)-(F)、面積: (B)+(C)-(D)-(E)-(F)
- ※2 箇所: (A)+(B)-(E)-(F)、面積: (A)+(B)+(C)-(D)-(E)-(F)

第三 (略)

第三 (略)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

 $1 \sim 2 - 2$  (略)

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) (略)

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

変更後

① (略)

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

1) 予察表

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

 $1 \sim 2 - 2$  (略)

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) (略)

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

現行

① (略)

② 鳥獣による被害発生予察表の作成

(第5表) 1)予察表

(第5表)

	1) 才	<b>杂衣</b>														(第5表)								(第5表)								
加害鳥獣名	農作物 被害等	4	5	6	7	被害 8	<u> </u>	:時 1	朝 ()		1 2	1	2	3	主な被害 発生地域	備考	加害鳥 獣名	農作物 被害等	4	5	6	7	被害	<del>i -</del>	時期 10	<del></del>	1 2	2 1	2	3	主な被害 発生地域	備考
カラス類	稲、果樹 野菜	<b>↓</b> ↓	_			-	_	<b>-</b>	, _ -	_	_	_		•	県内全域	生活環境被害	カラス 類	稲、果樹 野菜	<b>*</b>	_	_	<u> </u>	_	_	<b>→</b>	_			_		県内全域	生活環境被害
ムクドリ	果樹			+ +			-	<b>*</b> *							三八	生活環境被害	ムクドリ	果樹			+ +				<b>*</b> *						三八	生活環境被害
ヒョド リ	果樹			<b>+</b>	-	_	-	- <b>*</b>	<b>&gt;</b>						三八	生活環境被害	ヒヨド リ	果樹			<b>+</b>	-		_	<b>→</b>						三八	生活環境被害
スズメ	稲、果樹	•						-	٠						三八、西北		スズメ	稲、果樹	4						-						三八、西北	
カモ	稲	•						•	•						中南、三八 西北、上北		カモ	稲	•						<b>→</b>						中南、三八 西北、上北	
トビ	航空機	<b>+</b>	-		-	-	_	_	_ -			-		-▶	東青、上北	生活環境被害	トビ	航空機	•	_	_	<u> </u>	-	_	_	-		_	-	<b>-</b>	東青、上北	生活環境被害
ツキノ ワグマ	果樹、野菜飼料作物	↓ ↓	_			ı	_	<b>-</b>	_ -			-		•	県内全域	人身被害	ツキノ ワグマ	果樹、野菜飼料作物			_	+ -	-		<b>-</b>	_			_		県内全域	人的被害_
ニホンザル	稲、いも類 雑穀、果樹 野菜、豆類 工芸作物	<b>+</b>	_	<u> </u>		- 1	-	<b> </b>	- -	_		_			東青、中南西北、下北	生活環境被害	ニホンザル	稲、いも類 雑穀、果樹 野菜、豆類 工芸作物	7		-	<del> </del> -	-	_	<b>-</b>	-	<u> </u> -		-	<b>-</b>	東青、中南西北、下北	生活環境被害
		•	•	<b>*</b> 7											生活環境被言 予察捕獲の対	害、 <u>人身被害</u> 象外とする。					<b>+</b>	※下										害、 <u>人的被害</u> 対象外とする。

2) 予察表に係る方針等 (略)

③ 鳥獣の適正管理の実施 (略) ④ 被害の

④ 被害の防止の目的での捕獲につ

いての許可基準の設定

1) 方針 (略)

2) 許可基準

ア〜カ (略)

キ 鳥獣の種類別許可基準等(第7表)(略)

※1:市町村長許可権限鳥獣:狩猟鳥獣 (ツキノワグマなど) 及びダイサギ、トビ、ドバト並びに飛行場の区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月青森県条例第54号)第10条)

※2: (略)※3: (略)

⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

1) 方針 (略)

2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域(第8表)(略)

3)指導事項の概要 (略)

 $2 - 4 \sim 3 - 4$  (略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項(略)

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 1・2 (略)

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 生息数の~(中略)~について作成する。

下北半島のニホンザルについては、地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図るため、引き続き「第3次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業等への被害拡大が強く懸念される。<u>指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ)</u>についても「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第2次ニホンジカ)」、「<u>青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)」、</u>「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次ツキノワグマ)」を作成する。

なお、指定管理鳥獣については、近隣県と連携することにより、広域的な被害 対策に努める。 現行

2) 予察表に係る方針等 (略)

- ③ 鳥獣の適正管理の実施 (略)
- ④ 被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定
- 1) 方針 (略)
- 2) 許可基準

ア〜カ (略)

キ 鳥獣の種類別許可基準等(第7表)(略)

※1:市町村許可権限鳥獣:狩猟鳥獣及びダイサギ、トビ、ドバト並びに飛行場の区域内において航空機の安全に支障を及ぼすと認められる鳥獣(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月青森県条例第54号)第10条)

※2: (略)※3: (略)

- ⑤ 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等
  - 1) 方針 (略)
  - 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域(第8表)(略)
  - 3)指導事項の概要 (略)

 $2-4\sim 3-4$  (略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項(略)

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 1・2 (略)

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針 生息数の~(中略)~について作成する。

下北半島のニホンザルについては、地域個体群としての永続的な保全を目指すとともに、人的被害・生活被害の根絶による人との共存及び農作物被害の防止を図るため、引き続き「第3次第二種特定鳥獣管理計画」を作成する。また、近年目撃数が急増し農林業等への被害拡大が強く懸念される。<u>指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)</u>についても「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第2次ニホンジカ)」、「青森県第二種特定鳥獣管理計画(第1次イノシシ)」を作成する。

なお、指定管理鳥獣については、近隣県と連携することにより、広域的な被害 対策に努める。

(第12表)

計画作成年度	対象鳥獣	計画作成の目的	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	下北半島のニホンザル	地域個体群としての永続的な保全 を目指すとともに、人的被害・生活 被害の根絶による人との共存及び 農作物被害の防止を図る。	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	むつ市 及び 下北郡	第3次
令和3年度	ニホンジカ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	県全域	第2次
令和4年度	イノシシ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和4年11月1日 <u>○</u> 令和9年3月31日	県全域	第1次
<u>令和7年度</u> <u>(予定)</u>	<u>ツキノワグ</u> マ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和7年11月1日   二   令和14年3月31日   (予定)	<u>県全域</u>	第1次

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の 特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を 年度ごとの実施計画として作成する。

(第13表)

対象鳥獣	計画作成年度	計画作成の目的	計画の期間	対象区域
下北半島の ニホンザル	第二種特定鳥獣管理計画 の計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護及 び管理と農業・生活被害防止を 両立させ人とニホンザルとの 良好な関係を構築する。	各市町村が作成 するニホンザル 管理事業実施計 画で定める期間	むつ市 及び 下北郡
ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画 の計画期間の各年度	指定管理鳥獣の適正な管理を 図る。	指定管理鳥獣捕 獲等事業実施計 画で定める期間	実施計画で 定める地域
イノシシ	第二種特定鳥獣管理計画 の計画期間の各年度	指定管理鳥獣の適正な管理を 図る。	指定管理鳥獣捕 獲等事業実施計 画で定める期間	実施計画で 定める地域
<u>ツキノワグマ</u>	第二種特定鳥獣管理計画 の計画期間の各年度 (予定)	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	指定管理鳥獣捕 獲等事業実施計 画で定める期間 (予定)	実施計画で 定める地域

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- 1 方針 (略)
- 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1)~(4) (略)

現行

(第12表)

計画作成年度	対象鳥獣	計画作成の目的	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	下北半島のニホンザル			むつ市 及び 下北郡	第3次
令和3年度	ニホンジカ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日	県全域	第2次
令和 4 年度 (予定)	イノシシ	指定管理鳥獣の適正な管理を図る。	令和5年4月1日 <u>~</u> 令和10年3月31日 (予定)	県全域	第1次

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的を効果的・効率的に達成するために、対象種の 特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の事業を実行する取組を 年度ごとの実施計画として作成する。

(第13表)

対象鳥獣	計画作成年度	計画作成の目的	計画の期間	対象区域				
下北半島の ニホンザル	第二種特定鳥獣管理計画 の計画期間の各年度	地域個体群の安定的な保護及 び管理と農業・生活被害防止を 両立させ人とニホンザルとの 良好な関係を構築する。	各市町村が作成 するニホンザル 管理事業実施計 画で定める期間	むつ市 及び 下北郡				
ニホンジカ	第二種特定鳥獣管理計画 の計画期間の各年度 図る。 指定管理鳥獣の適正な管理を 複等事業実施計 面で定める期間							
イノシシ	イノシシ 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内に必要に応じて作成							

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- 1 方針 (略)
- 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1)~(4) (略)

(5) 第二和	重特定鳥獣及で	び指定管理鳥獣の生息状況調	査 (第 16 表)	(5)	第二種特定鳥
対象	対象鳥獣調査年度		調査内容・調査方法		対象鳥獣
エルバ自の		\\ \A \\ \F \\ \A \\ \F \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	捕獲等情報調査	JL	火車のこよいが

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法
下北半島のニホンザル	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
ニホンジカ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
イノシシ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査
<u>ツキノワグマ</u>	令和4年度~令和8年度	<u>捕獲等情報調查</u> <u>個体数推定</u> <u>被害状況調查</u>

- 3 法に基づく諸制度の運用状況調査 (略)
- 4 新たな技術の研究・普及
- (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及 下北地域のニホンザルや生息密度が低いニホンジカ、イノシシ、ツキノワグ マの効果的・効率的な捕獲技術について調査研究を進め普及に努める。
- (2) (3) (略)
- 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 1 鳥獣行政担当職員
- (1) 方針 (略)

5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

(第 16 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	
下北半島のニホンザル	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調查 個体数推定 被害状況調查	
ニホンジカ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調查 個体数推定 被害状況調査	
イノシシ	令和4年度~令和8年度	捕獲等情報調査 個体数推定 被害状況調査	

現行

- 3 法に基づく諸制度の運用状況調査 (略)
- 4 新たな技術の研究・普及
- (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究・普及 下北地域のニホンザルや生息密度が低いニホンジカ、イノシシの効果的・効 率的な捕獲技術について調査研究を進め普及に努める。
- (2)・(3) (略)
- 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- 1 鳥獣行政担当職員
- (1) 方針 (略)

6

(2) 設置計画

(第17表)

		現況		並	画終了	時	an to	
区分	専任	兼任	計	専任	兼任	計	備考	
本庁 <u>環境エネルギー部</u> 自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、農林 水産事務所及び 関係団体の指	
うち専門的知見 を有する者	0	0	0	1	0	1	導、各種調査の 実施等	
各農林水産事務所							狩猟免許の更新	
東青	0	2	2	0	2	2	の実施、狩猟者	
中南	0	2	2	0	2	2	登録証の交付、 狩猟取締指導、	
三八	0	2	2	0	2	2	鳥獣の保護及び	
西北	0	2	2	О	2	2	管理についての 普及啓発等	
上北	О	2	2	0	2	2	•	
下北	0	2	2	0	2	2		
うち専門的知見 を有する者	0	0	0	0	1	1		

(3) 研修計画 (略)

2 鳥獣保護管理員

(1)~(3) (略)

(4) 研修計画

(第 21 表)

研修名	主催	時期	回数/年	規模	人数	目的・内容
鳥獣保護管理員研修	出先機関	4月	1 回	<u>農</u> 林水産事 務所	56名	鳥獣保護管理事業を適正 に運営するため、鳥獣保 護管理員の資質の向上を 図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の 普及方法 ③鳥獣判別 ④被害防止目的での捕獲 に関すること ⑤指導取締り

3 • 4 (略)

現行

(2) 設置計画

(第17表)

		現況		並	画終了	诗	m to
区分	専任	兼任	計	専任	兼任	計	備考
本庁 環境生活部自然保護課	2	1	3	2	1	3	企画立案、地域 県民局及び関係 団体の指導、各
うち専門的知見 を有する者	0	0	0	1	0	1	種調査の実施等
各地域県民局農林水産部							狩猟免許の更新
東青 <u>地域</u>	0	2	2	О	2	2	の実施、狩猟者
中南 <u>地域</u>	О	2	2	0	2	2	登録証の交付、 狩猟取締指導、
三八 <u>地域</u>	О	2	2	0	2	2	鳥獣の保護及び
西北 <u>地域</u>	0	2	2	О	2	2	管理についての 普及啓発等
上北 <u>地域</u>	0	2	2	0	2	2	*
下北 <u>地域</u>	0	2	2	0	2	2	
うち専門的知見 を有する者	0	0	0	0	1	1	

(3) 研修計画 (略)

2 鳥獣保護管理員

(1)~(3) (略)

(4) 研修計画

(第21表)

研修名	主催	時期	回数/年	規模	人数	目的・内容
鳥獣保護管理員研修	出先機関	4月	1 回	<u>地域県民局</u>	56名	鳥獣保護管理事業を適正 に運営するため、鳥獣保 護管理員の資質の向上を 図る。 ①鳥獣関係法令 ②鳥獣の保護及び管理の 普及方法 ③鳥獣判別 ④被害防止目的での捕獲 に関すること ⑤指導取締り

3 • 4 (略)

狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違 法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署

等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、各農林水産事務所職員及

び鳥獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力に

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りは、過去5か年の違反状況を分析し、狩猟期間中における違 法捕獲の取締り、販売業者等の流通段階における違法捕獲の取締り等を警察署 等と連携を密に図りながら計画的に実施する。また、各地域県民局職員及び鳥 獣保護管理員による緊急時の取締りの動員体制がとられるよう整備を図る。

現行

なお、取締りに際しての情報収集等については、民間団体との連携・協力に 努める。

(2) (略)

6 (略)

努める。 (2) (略)

る。

6 (略)

5 取締り

(1) 方針

第九。その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においても全国と同様に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、ツキノワ グマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生熊系や農林水産物等への被害が依 然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画に基づく適切な目標設定の 下で、個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策を関係機関と連携し、総合的 に実施していく必要がある。

また、近年、ツキノワグマ等が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人と のあつれきが深刻化していることから、市街地への出没を減少させるための里山 等の環境管理、出没の可能性を検知するための ICT 等の新たな技術を活用した監 視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供に努める必要がある。

- 2 狩猟の適正化 (略)
- 3 市街地等に出没する鳥獣への対応

ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ等の中・大型獣が出没した場合について、 迅速かつ円滑に対応できる者の配置や連絡体制及び関係機関の役割分担を明確化 し、対応方針を定めるよう努めるとともに、技術を持った団体・事業者等との連 携を強化する。

特に人の生活圏にツキノワグマ及びイノシシが出没した場合には、地域住民等 の安全確保の下で緊急銃猟の実施が可能となったが、実施に当たっては、市町村、 県、警察、狩猟者団体等が緊密に連携し対応する。

また、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・ 確保に向けた取組と県民への普及啓発を行うよう努める。

特に、ツキノワグマについては、県ホームページ等で出没場所を情報発信する ほか、出没状況等に応じて、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領に基づき注 意報又は警報を発表し、注意喚起する。

加えて、関係部局や警察本部で構成する青森県ツキノワグマ被害対策連絡会議

第九。その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においても全国と同様に、ニホンザルやニホンジカ、イノシシ、ツキノワ グマの生息域が拡大傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産物等への被害が依 然として発生しているため、第二種特定鳥獣管理計画策定等による適切な目標設 定の下で、個体数の管理、生息環境の管理及び被害対策を関係機関と連携し、総 合的に実施していく必要がある。

また、近年、ツキノワグマ等が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人と のあつれきが深刻化していることから、市街地への出没を減少させるための里山 等の環境管理、出没の可能性を検知するための ICT 等の新たな技術を活用した監 視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供に努める必要がある。

- 2 狩猟の適正化 (略)
- 3 市街地等に出没する鳥獣への対応

ニホンザルやイノシシ等の中・大型獣が出没した場合について、迅速かつ円滑 に対応できる者の配置や連絡体制及び関係機関の役割分担を明確化し、対応方針 を定めるよう努めるとともに、技術を持った団体・事業者等との連携を強化する。

また、人と鳥獣のすみ分けに向けた環境管理等を行うことができる人材の育成・ 確保に向けた取組と県民への普及啓発を行うよう努める。

特に、ツキノワグマについては、県ホームページ等で出没場所を情報発信する ほか、出没状況等に応じて、ツキノワグマ出没注意報等発表実施要領に基づき注 意報又は警報を発表し、注意喚起する。

加えて、関係部局や警察本部で構成する青森県ツキノワグマ被害対策連絡会議 を開催し情報共有を図り、人的及び農産物被害防止に取り組む。

